

横須賀市地域学校協働活動推進員設置要綱施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会教育法第9条の7第1項及び横須賀市地域学校協働活動推進員設置要綱第12条に基づき横須賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員は、横須賀市立学校（以下「学校」という。）の教育活動を熟知し、社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、学校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

2 学校長は地域学校協働活動推進員推薦書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(活動状況の管理及び活動記録の作成)

第3条 推進員は、活動状況を報告するため、地域学校協働活動推進員活動簿（第2号様式）及び地域学校協働活動推進員活動状況報告書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 第2号様式は、活動の有無に関わらず、四半期ごとに教育委員会に提出しなければならない。提出期日は6、9、12、3月の月末とする。

3 第3号様式は、半期ごとに教育委員会に提出しなければならない。提出期日は10月、3月の月末とする。

(謝礼)

第4条 市長は、推進員の活動に対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

2 前項の謝礼の額は、活動1時間当たり1,200円とし、1箇月の上限は6,000円とする。

3 第1項及び第2項に規定する謝礼は、第3条の活動簿で報告された活動時間に基づき四半期ごとに支払うものとする。

(活動内容)

第5条 推進員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連絡調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

2 推進員は、前項各号に掲げる職務を行うにあたっては、通学区域の全部又は一部を同じくする他の学校区の推進員と連携協力するものとする。

3 推進員は、教育委員会から要請があった場合は、自らが担当する学校区以外の学校区の推進員の活動に協力することができる。

(推進員協議会)

第6条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関する事
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提案等に関する事
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関する事

(研修)

第7条 推進員はその活動の趣旨理解と活動の充実を図るための研修に努めなければならない。

- (1) 教育委員会が主催する地域学校協働活動推進員に関わる研修
- (2) 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課が主催する生涯学習指導者研修

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この設置要領は、令和8年4月1日から施行する。